

NPT運用検討会議に向けた我が国の取組

1. 我が国の立場と役割
2. 我が國の方針

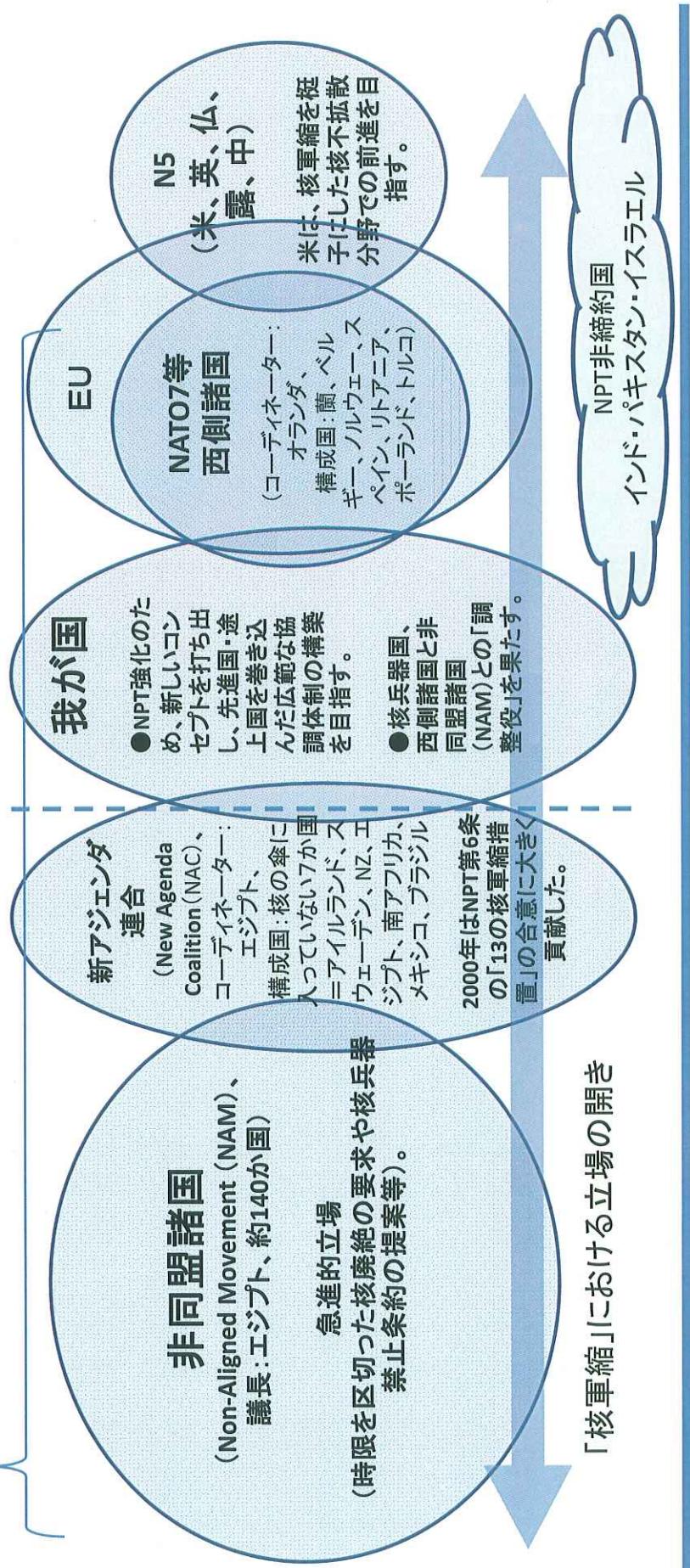
(別添1) 主な具体的争点
(別添2) 我が国が関与している作業文書等
(別添3) 2010年NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び
不拡散措置の新しいパッケージ

平成22年4月27日

外務省軍縮不拡散・科学部

1. NPT運用検討会議における我が国の立場と役割

非核兵器国(185か国)



運用検討会議の手続事項に関する決定

- 議題
 - ▶ 核不拡散、核軍縮及び国際の平和と安全
 - ▶ 消極的安全保証
 - ▶ 保障措置及び非核兵器地帯
 - ▶ 締約国の原子力の平和的利用の権利
 - ▶ 運用検討会議の議長としてカバクテュランNPT担当大使（フィリピン）が指名された。中根ウイーン代大使は主要委員会Ⅲ（議題：原子力の平和的利用他）の議長を務める。
 - ▶ 運用検討会議は、5月3日から28日までニューヨークの国連本部にて開催。

2. NPT運用検討会議に向けた我が国の方針

1. 目指す方向性

NPTへの求心力を強め、国際核不拡散体制を強化する。

- ①核軍縮の促進によるグランド・バーゲンの活性化(新しい核軍縮措置への合意)
- ②核不拡散の強化(追加議定書、脱退問題、地域問題(北朝鮮、イラン問題)、中東決議の前進)
- ③原子力平和的利用の権利確認と国際協力の重要性

2. 具体的争点

別添1のとおり。

3. 我が国の方針

日豪提案を始めとする我が国提出の作業文書(別添2及び3)に対する幅広い支
持を得て、これらが最終文書に盛り込まれるよう、関係各国と協働しつつ、最大限
努める。

NPT運用検討会議における主な具体的争点

争点	対立の構図	我が国の目指すべき成果
新たな核軍縮措置 (NPT第6条)の前進	【核兵器国】一定の核軍縮に向けた措置を梃子に、不拡散分野での前進を目指す。 【非核兵器国(特にNAM)】不平等性を指摘しつつ、核廃絶に向けた具体的措置と明確な約束を求める。	▶日豪提案による作業文書の核軍縮部分の最終文書への反映を通じ、現実的かつ実践的な核軍縮措置の進展に向けたコンセンサスを得る。
地域の核問題の取扱い (中東決議、イラン、北朝鮮等)	アラブ諸国は、イスラエルの問題が国際社会全体を取り上げられていない中で、イランだけを問題視する西側諸国に反発。特にエジプトが中東決議の実施を重視。 イランの扱いはコンセンサスを慣例とする運用検討会議で最大の争点となる可能性があり。 北朝鮮の問題の取扱いに影響が及ぶ可能性あり。	▶G8外相声明を踏まえ、中東決議実施のための前向きな文言の確保を目指す。 ▶イランの核問題については、エジプトやNAM穏健派の協力を引き出し、EU3、米等と連携しつつ文言交渉に参加。 ▶北朝鮮の核問題については、米韓と緊密に連携し、国際社会として適切なメッセージの発信に努める。
脱退	【西側諸国】脱退の濫用の防止策につき合意を目指す。 【途上国】脱退の権利を重視し、脱退問題を扱うこと自体に消極的。	▶違反国が脱退しにくいように政治的コストを高めるることと締約国による脱退の権利との調整を図る。
IAEA追加議定書の普遍化	【先進国】追加議定書の普遍化促進を重視。 【途上国】原子力平和利用への過度な制約として反発。	▶途上国そのための支援の要素を盛り込むことで、不拡散上の措置を講ずることが、むしろ原子力の平和的利用を更に促進する要因であることをアピール。 ▶追加議定書の普遍化をはじめとするIAEA保障措置強化等の前途を目指す。

我が国が関与しているNPT運用検討会議に向けた作業文書等

(別添2)

実践的核軍縮・不拡散措置 「日豪外相共同ステートメント」を受けて両国が作業してきたもの。3月に提出。	<ul style="list-style-type: none">核軍縮については、核兵器の完全な廃絶に関する核兵器国による明確な約束の再確認や核兵器数を減らすことへのコミットメントを要請。核兵器の役割低減及びその具体的措置として強化されたNSAを提案。核不拡散、核セキュリティにも言及。
軍縮・不拡散教育 我が国と国連大学との共同作業文書として3月に提出。	<ul style="list-style-type: none">軍縮・不拡散教育の促進において市民社会が果たし得る役割を明確にし、政府との連携の必要性を強調。そのための具体的な方法として、「対話」「促進のための場」を提供し、また政府と市民社会の参加を得た「グローバル・フォーラム」を開催し、連携の成功例のとりまとめや共同プランの作成を行うことを提案。高齢化した被爆者の証言や経験をデジタル技術を用いて次世代に伝える手段を提案。
IAEA保障措置の強化 我が国独自のイニシアティブとして作成し、3月に提出。	<ul style="list-style-type: none">IAEA保障措置の強化及び効率化の重要性を主張。包括的保障措置協定及び追加議定書の各国による原子力の平和的利用における重要性を主張。途上国たための支援の要素を盛り込むことで、保障措置の強化は平和的利用の権利を不当に制限するものとなるとの途上国の議論に対応。
IAEA技術協力 我が国独自のイニシアティブとして作成し、3月に提出。	<ul style="list-style-type: none">原子力の平和的利用のうち、発電以外の部分に関する考え方をまとめたもの。癌の放射線治療や農業等、グローバルイシューへの対応を含めたIAEA技術協力活動の重要性、IAEA技術協力活動がミレニアム開発目標(MDGs)などとの関係でも重要なこと等を強調。
核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND) 報告書概要・「20の措置」提案 NPT運用検討会議の関連の議論に供するため、日豪両政府から4月に提出。	<ul style="list-style-type: none">5年に一度の運用検討会議を待たずともNPT締約国が一一致した対応を示すことができる体制を作ることを目指し、現行プロセスの強化案を提示。決定権を有する年次締約国会合の導入、集中討論を可能とするため運用検討会議及び年次締約国会合の期間短縮、緊急会合の開催、支援ユニット(運用検討プロセスを一貫して担当する国連職員1名の増員)の設置等が提案の主要部分。

2010年NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ (仮訳;原文英語)(1/2)

2010年NPT運用検討会議に向けた
実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ

日本国政府及びオーストラリア政府は、核兵器不拡散条約（NPT）の重要性を再確認し、また、NPTの普遍化を通じて国際的な核軍縮及び不拡散体制を強化する必要性を強調しつつ、NPT締約国が2010年のNPT運用検討会議において以下の実践的な核軍縮及び不拡散措置を承認することを提案する。

1. すべての締約国がNPT第6条の下でコミットしている核軍縮につながるような、核兵器の完全な廃絶を達成するとの核兵器国による明確な約束を再確認する。
2. アメリカ合衆国とロシア連邦との間で第一次戦略核兵器削減条約の後継条約交渉を始めたことを始め、フランス共和国、ロシア連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国が実施している核軍縮努力を歓迎し、すべての核兵器保有国が核軍縮措置に係る二国間や多数国間の交渉を行うことを要請する。
3. 核軍縮措置に係る交渉が妥結するまでの間、すべての核兵器保有国が、国際の安定を促進する方法で、また、すべてにとつて損なわれることのない安全保障の原則に基づき、核兵器数を削減すること又は少なくとも核兵器数を増加させないことにつき早期にコミットすることを要請する。
4. 核兵器国及び他のすべての核兵器保有国に対し、自国の安全保障政策における核兵器の役割を低減することをコミットすることを要請し、また、核兵器国に対し、NPTを遵守している非核兵器国に対して核兵器を使用しないという強化された消極的安全保証をできる限り早期に供与する等の措置をとることを要請する。
5. すべての核兵器保有国が、核兵器の偶発的又は未認可の発射の危険を低減する措置をとること、また、国際の安定及び安全を促進する方法で核兵器システムの運用状態を一層低減せることを要請する。
6. 核軍縮のプロセスにおける不可逆性及び検証可能性の原則の重要性を強調する。
7. 核弾頭総数及び運搬システム並びにそれらの配備状況等についてNPT締約国間で合意される形式によって定期的に報告を行うことを含め、すべての核兵器保有国による自国の核兵器の能力に関する更なる透明性を要請する。
8. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期効力の観点から、CTBTの未署名・未批准国に対しきる限り早期に署名・批准するよう求め、また、CTBT発効までの中間、核実験モラトリアムを維持することの重要性を強調する。
9. すべての核兵器保有国が兵器用核分裂性物質生産モラトリウムを宣言し、維持するよう求めつつ、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMC）の交渉の即時開始・早期妥結を要請し、また、これら核兵器保有国に対し、軍事目的のために必要な核分裂性物質を自発的に公表し、そのような物質をIAEAその他の国際的検証の下に置くよう求めれる。
10. 核兵器の拡散が国際の平和と安全にもたらす脅威を再確認し、また、IAEA保障措置協定及び国連安全保障理事会の関連決議の遵守を含む不拡散上の義務がすべての国によつて厳格に遵守される必要性を再確認する。

2010年NPT運用検討会議に向けた実践的核軍縮及び不拡散措置の新しいパッケージ (仮訳:原文英語)(2/2)

11. モデル追加議定書に基づくIAEA追加議定書を伴う包括的保障措置協定が国際的に認知された保障措置の基準となるべきであることを強調し、包括的保障措置協定及びIAEA追加議定書を締結していないすべての国に対し、そのできる限り早期の締結を求めるとともに、すべての国に対し、この保障措置の基準を核物質及び設備の供給に適用することを要請する。

12. NPTからの脱退通告に対する二国間、地域的又は国際的な協議を含め、適切な国際的対応の重要性を強調する。特に、IAEAによって保障措置違反と判断された国による脱退通告の場合には、国連憲章の下での国連安全保障理事会の役割に従い、同理事会が速やかに開催されるべきである。

13. NPTからの脱退国は、NPT締約国であった間に獲得した核物質及び設備並びにそのような核物質又は設備を通じて生産された特別な核物質を、平和的目的以外の目的で使用できないことを強調する。

14. すべてのNPT締約国は、無差別にかつNPT第1条、第2条及び第3条の規定に従つて、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を行う権利を有していることを再確認し、また、原子力の平和的利用において特に途上国を援助するIAEAの取組を支援する。

15. 原子炉を稼働し、建設し又は計画している国に対し、原子力安全に関する4つの条約、すなわち「原子力の安全に関する条約」、「原子力事故の早期通報に関する条約」、「原子力緊急事態の場合における援助に関する条約」及び「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の締約国になるよう求めること。

16. すべての国に対し、2005年の改正を含む「核物質の防護に関する条約」及び「核に関するテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の早期締結を含め、核物質及び原子力施設のセキュリティを強化するための更なる措置をとるよう求めること。